

美波町プレミアム付商品券に関するお知らせ



令和元年10月1日に予定されている消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするために美波町の商品券取扱店舗で使用できるプレミアム付商品券を発行します。

【購入対象者】

- ① **非課税者分** (8月下旬から申請書を順次郵送します。)
美波町に住民登録されている方で、令和元年度の*住民税(均等割)が課税されていない方。(平成31年1月1日時点)。
ただし、住民税課税者と生計が同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者などは除く。
- ② **子育て世帯分** (9月中旬から商品券の交付通知書を順次郵送します。*申請不要)
美波町に住民登録されている方で、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主。
令和元年9月30日時点で0歳～3歳半の子が対象。

【購入限度額】

1冊5,000円(額面500円券10枚つづり)の商品券を4,000円で販売します。
対象者の方は、販売期間中、対象者(児)1人につき5冊まで購入できます。

(①と②の両方に該当する方は両方の条件で購入可)

	申請書提出 (非課税者分のみ)	商品券販売
受付期間	令和元年8月20日(火)～ 令和2年2月21日(金) 土日祝除く	令和元年10月1日(火)～ 令和2年2月28日(金) 土日祝除く
受付場所	・美波町役場(本庁)福祉課 ・由岐支所 ※阿部出張所では受付(販売)できません。	
受付時間	午前9時から午後5時まで	

商品券の 使用期間

令和元年10月1日～
令和2年3月31日

※令和元年度(平成30年1月から12月まで)の所得が未申告である場合、所得が少なくてもプレミアム付商品券の購入対象者になりません。平成30年中に収入がない場合でも、必ず税務課で申告手続きをしてください。

ご案内が確実に届くよう転居の際は転入・転出の手続き、郵便局への転居届の提出をお願いします。

なお、特別な事情で住民登録ができない方は、個別にご相談ください。

❗ 「プレミアム付商品券」を装う“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や内閣府などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わずお住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614